豊橋市広報紙広告原稿作成要領

「広報とよはし」に広告掲載を申し込む場合は、以下の作成要領により広告原稿を作成するものとする。

1　規　格

（1）大きさ　　天地：24.0cm　左右：18.0cm
※広告枠は1枠で分割は不可

（2）配　色　　4色（シアン・マゼンダ・イエロー・ブラック）
※ＪＩＳ規格の色に限る

2　データ作成に使用するアプリケーション

（1）Adobe Illustrator
（ア）CMYKモードで作成すること。
（イ）広告原稿データにはアウトラインをかけてEPS形式で保存すること。
（ウ）トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと。
（エ）バージョンは、CS2までとする。

（2）Adobe Photoshop
（ア）広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度300dpiにすること。
（イ）レイヤーがある場合は統合してEPS形式で保存すること。
（ウ）入稿には配置されたすべての画像データを提出すること。
（エ）バージョンは、CS5までとする。

3　著作権

広告原稿データに、イラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、広告主が著作権の確認を行い、著作権使用料が発生する場合はその支払いをすること。

4　データの提出

（1）広告原稿データは、出力原稿とともにCD等のメディアで提出すること。ただし、提出したメディアの返却はしない。

（2）Adobe Illustratorで広告原稿を作成したときは、アウトラインをかける前のデータとアウトラインをかけた後のデータを併せて提出すること。

5　その他

広告原稿データの修正は、市では行わない。データの提出後に修正がある場合は、広告主においてデータを修正して、広報紙広告申請内容変更届に修正後のデータを添付して、期限までに届け出すること。また、色校正は市に一任すること。

6　問合せ先

豊橋市広報広聴課　　TEL：0532-51-2165　　FAX：0532-56-5711
E-mail：kohokocho@city.toyohashi.lg.jp